

学校評価の定義と今後の在り方について（主な論点）

- 自己評価、外部評価（学校関係者評価）、第三者評価の位置づけの整理について
 - ・ 自己評価と、学校関係者評価（外部評価）の位置づけについて
 - ・ 自己評価・学校関係者評価と、第三者評価の位置づけについて

- 学校評価の実施・公表の義務化の進め方について
 - ・ 自己評価の実施率は既に100%近いが、内容・方法に課題が残る。
 - ・ 自己評価の公表率が低い。
 - 公表にふさわしいものとするため、外部評価（学校関係者評価）による自己評価の検証を通じて、その内容の充実と客観性の強化を行うことが可能ではないか。
 - ・ 自己評価の義務づけにあたって、自己評価の手法及び指標について、全国的基準など標準化を図ることについて検討する必要はないか。
 - その際、国、都道府県が果たすべき役割について
 - ・ 第三者評価との関連づけをどのように考えるか。

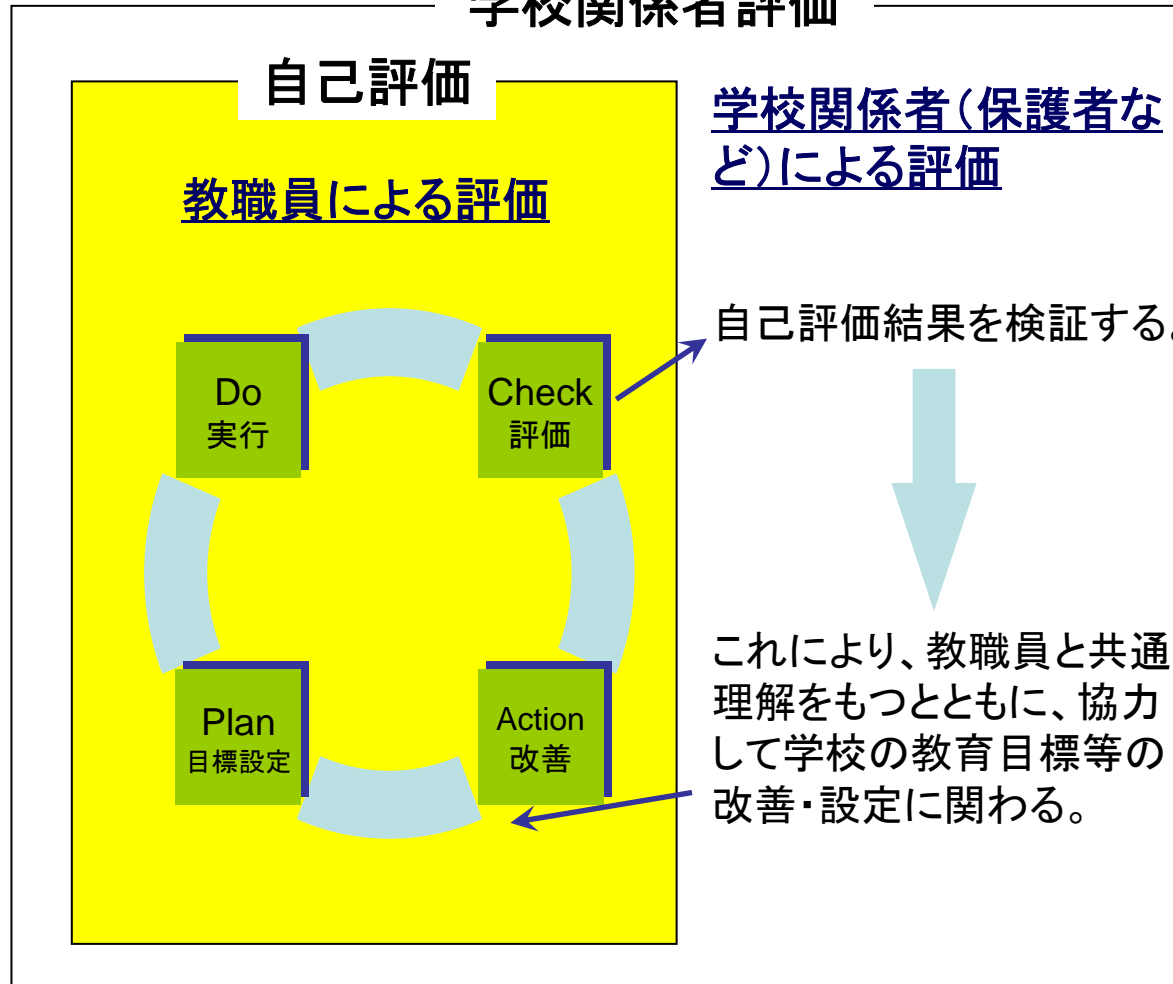
- 設置者（市町村教育委員会）の果たすべき役割についてどう考えるか。

- 義務化の対象について
 - ・ 私立学校について、従来、小学校設置基準等や学校評価ガイドラインは当然にその対象に含めてきたが、義務化にあたり対象とするか。
 - ・ 幼稚園、高等学校、特別支援学校について、学校評価ガイドラインが作成されていないが、今後の方針について。

第三者評価

第三者(当事者・関係者でない者)による評価

学校関係者評価



学校が主体となつて行った評価結果を基礎資料としつつ、それらの評価結果そのものを含む学校運営全体について、専門的・客観的立場から評価する。

- 評価結果を学校・設置者にフィードバックし、改善に資する。
- 評価結果を公表し、学校の状況や課題を保護者等が客観的に把握できるようにする。
- 各学校における教育水準が、求められる一定水準以上にあるかどうかを検証し、教育の質の保障を図る。

※ それぞれの四角囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価の対象として含む範囲を指す。

学校評価の概念の整理について（案）

自己評価

目的：学校自らが、その目標等の達成状況や達成に向けた取組の状況を検証することにより、学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用することを目的として行うもの。

手法：学校において、校長のリーダーシップの下、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らして、児童生徒・保護者等からのアンケート結果等も活用しながら、自らの取組について評価を行うことを基本とする。

内部評価
= 教育活動の主体としての「学校」の内部者による評価。

学校関係者評価（狭義の外部評価）

目的：当該学校の教職員以外の者で当該学校と密接な関係のあるもの（保護者、地域住民、学校評議員、学校運営協議会）が、主として学校が行う自己評価結果を検証し、その客観性を高めるとともに、学校と保護者等が学校の現状と課題について共通理解を持ち、関係者の連携協力の下に学校の教育目標等の設定・評価を行うことにより、学校運営の改善が円滑かつ適切に行われることを目的として行うもの。

手法：学校の自己評価結果を、学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民、学校運営協議会等、学校と密接な関係を有する者が中心となって評価する方法を基本として行う。

〔※なお、設置者（市区町村教委）自身による評価は、学校評価としてではなく、政策評価または学校の設置管理のための実情調査ととらえるべき。〕

（広義の）外部評価
= 学校の内部者以外のすべて、例えば保護者や評価機関等による評価を広くさす。

第三者評価

目的：大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校と直接関係をもたない、または当該学校及びそれを設置管理する主体とは独立した機関（国や都道府県教委等）が、学校を客観的に評価することにより、その現状と課題について把握し、客観的・専門的立場から指導助言等を行うことを目的として行うもの。

手法：当該学校及びその設置主体とは独立した評価機関が、学校の自己評価結果及び学校関係者評価結果その他の資料を参考としつつ、学校訪問等を通じて学校運営全般及び自己評価・学校関係者評価が適切に実施されているかどうかについて客観的に評価することを基本として行う。

学校が主体となる評価・改善のプロセス

学校主体の自己改善と、第三者評価を行う上での基礎的な資料

学校主体の評価の適切性の検証と、客観的・専門的な指導助言

第三者による客観的・専門的な評価・改善のプロセス

学校評価の定義について

学校評価ガイドライン等における定義

○自己評価

「自己評価は、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らして、自らの取組について評価を行うものである。」

○外部評価

「外部評価は、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として実施する。」

「外部評価は、学校の自己評価結果を、学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民等の外部評価者が評価する方法を基本として行うものである。」

「設置者は、各学校ごと又は同一地域内の複数の学校ごとに、外部評価者によって構成される委員会等（以下、「外部評価委員会」という。）を設置する。外部評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられる。」

○第三者評価（「学校評価」パンフレットにおける定義）

「大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接関わりをもたない専門家が客観的に学校を評価することを「第三者評価」と呼びます。」